

## 議員提出議案第10号

### すべての外国人学校に対する税制上の優遇措置を求める意見書

現在、我が国には220万人を超える外国人が暮らしており、210校以上の外国人学校があるといわれています。これらの外国人学校は、外国人により自主的に運営され、子どもたちに自国の言葉や文化を教えながら、近隣の学校や地域住民との相互理解を深めています。また、外国人学校で学んだ子どもたちも、「多文化共生社会」の実現のため、様々な分野で貢献しています。

しかし、外国人学校に対する国からの支援は十分とは言えず、学校経営は寄付などに頼らざるを得ない現状にあるにもかかわらず、寄付を集めやすくする税制上の優遇措置は、欧米系のインターナショナルスクールなどに限り適用されており、それ以外の外国人学校には適用されていません。

こうしたことから、日本弁護士連合会が、2008年3月、国に対して差別的取扱いを改善し、欧米系のインターナショナルスクール以外の学校にも税制上の優遇措置を適用するよう勧告書を提出するなど、外国人学校の処遇改善を求める世論が高まっています。

以上のことから、国においては、外国人学校の処遇改善に向け、次の事項について早急に実施することを強く要望します。

- 1 すべての外国人学校に対し、所得税法及び法人税法上の指定寄付金制度を適用すること。
- 2 すべての外国人学校を、所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人制度の適用対象として取り扱うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日提出

提出者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	神崎功
	同	高橋勝頼
	同	山崎章
	同	松本敏雄
賛成者	さいたま市議会議員	萩原章弘

同	高	柳	俊	哉
同	輿	水	惠	一
同	神	田	義	行
同	関	根	隆	俊
同	長谷川	浄		意